第十三条の四中「法第八十九条第七項において準用する銀行法（次条から第十三条の七までにおいて「銀行法」という。）」を「準用銀行法」に改める。

第十三条の五第一項中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第三号中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同条第二項中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十三条の六中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条の表農業協同組合法第九十二条の五の六の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十二条の五の七各号に掲げる」に改め、同表水産業協同組合法第百十四条の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第百十五条に規定する」を「第百十五条各号に掲げる」に改め、同表協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六条の五の八に規定する」を「第六条の五の八各号に掲げる」に改め、同表労働金庫法第八十九条の十の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第八十九条の十一各号に掲げる」に改め、同表農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十五条の五の八に規定する」を「第九十五条の五の八各号に掲げる」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六十条の二十二に規定する」を「第六十条の二十二各号に掲げる」に改める。

第十三条の七中「の銀行法」を「の準用銀行法」に、「読替え」を「技術的読替え」に改め、同条の表読み替える銀行法の規定の項中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第十三条の八中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第十四条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者」に、「第八十九条の二第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「又は信用金庫代理業者」を「、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者」に改める。

第十五条第一項中「又は外国銀行代理金庫」を「、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者」に改め、「第三十四条の二第十一項」の下に「又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に改め、同条第二項中「又は外国銀行代理金庫」を「、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者」に改める。

第十六条第一項第一号中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改める。

第十七条中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第三十七条の六第四項（ただし書を除く。）	対価	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）

（預金保険法施行令の一部改正）

第六条　預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「の規定による委託を受けた同項に規定する金融機関代理業者」を「に規定する金融機関代理業者及び同項に規定する電子決済等取扱業者等」に改め、同項第一号中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改め、同項第二号中「命令」を「求め」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「（銀行法第二条第十八項）」を「（銀行法第二条第二十二項」に改め、「いい、」の下に「同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び」を加え、「より銀行法第二条第十八項に規定する」を「より当該」に改め、「（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十号において同じ。）」を削り、同表第九号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、「、協同組合による金融事業に関する法律」の下に「第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供」を「及び同法第六条の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供」を加え、同表第十九号中「、信用金庫法」の下に「第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の三第二項に規定する役務の提供、同法」を、「役務の提供」の下に「同法第八十五条の三の二第二項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供」を加え、同表第二十九号中「除く。）」の下に「、同法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者が行う同条第二十六項に規定する役務の提供」を加え、「同法第二条第十七項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第三十項」に改め、同表第四十号中「金融サービス仲介業者が行う金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同法第八項」を「金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項」に改め、同表第四十七号中「）の販売又は」の下に「同項に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る」を加え、「行う同条第二項に規定する」を「同条第二項に規定する事業として行う」に、「同条第八項」を「同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項」に、「同条第七項に規定する商品の販売又は」を「同条第十五項に規定する」に、「及び同条第十三項」を「、同条第十四項」を「同条第二十四項に規定する役務の提供、同条第二十七項に規定する特定信託会社事業として行う役務の提供及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者が行う同法第二条第十一項」に改める。

（銀行法施行令の一部改正）

第八条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「以下「」を「以下この号及び次条第二項において「」に改める。

第四条の二第三項中「第十七条の二第二項及び」を「第十六条の八の二第一項第二号及び第三項、第十七条の二第二項並びに」に改める。